

事業再編会計の準拠枠

大 雄 智

1. はじめに

合併や買収など事業再編によるROA（総資産利益率）やROE（株主資本利益率）の変化は、企業ファンダメンタルズの変化だけでなく、再編取引の会計方法にも依存する。たとえば、吸収合併では、合併会社（存続会社）が被合併会社（消滅会社）の資産・負債を時価に評価替えして引き継ぐか簿価のまま引き継ぐかで合併後のROAやROEの数値が異なる。もちろん、会計が事業の実態を映し出す鏡であるとするならば、実態に応じて妥当な会計方法が適用されるはずであり、同じ実態について異なる会計方法が適用されることはないはずである。前述の例では、合併の実態が合併会社による被合併会社の取得であるときには、合併会社が被合併会社を支払対価の時価で引き継ぎ、その資産・負債を時価評価する。つまり、会社の取得も資産の取得と同じように処理するのである。それに対して、合併の実態が会社の取得とはいえないときには、被合併会社の資産・負債が簿価のまま合併会社に引き継がれる。

ただし、会計は、もともと多面的な事業の実態を特定の角度から映すだけであり、それによって捨象される面も存在する¹。「形式よりも実質（substance over form）」という規準はあるものの、その実質は特定の視点からとらえられた1つの実質にすぎない。したがって、適用される会計方法も、ありうる会計方法の1つでしかないのである。問題は、会計が事業の実態をどの視点から把握しようとしているかである。本稿では、事業再編取引の実質をとらえるための視点と概念を明らかにすることにより、事業再編会計の準拠枠を設定する。それは、事業再編をめぐる現行の会計基準を相対化するための準備である²。

¹ 通常は、取引のキャッシュ・フローに着目してその会計方法が決められている。しかし、過去のキャッシュ・フローを重視するのか将来のキャッシュ・フローを重視するのかで会計方法は異なりうるし、また、キャッシュの定義あるいは範囲（事業再編会計では株式がキャッシュとみられることもある）によっても会計方法は異なりうる。

² したがって、本稿は現行の事業再編会計基準のフレームワークを説明するものではない。

2. 事業とは何か

はじめに事業を以下のように定義しておこう³。

事業とは、一定の目的のために指揮・管理され、有機的一体として機能する経営資源である。企業が複数の事業から構成されているとき、企業は特定の事業を分離・移転することができる。

事業再編会計では、移転された事業を構成する資産・負債を時価に評価替えすべきかどうか、および、移転された事業を構成する資産・負債の含み損益を認識すべきかどうか重要な論点とされてきた。企業の資産がいつも時価評価され、その評価差額がいつも損益認識されるならば、このような論点は生じない。しかし、現行の取得原価会計では、主要な資産は原則として評価替えされない。すなわち、製品の販売やサービスの提供によるキャッシュの獲得を期待した事業では、保有資産の値上がりや値下がりはその成果とみなされない。製品やサービスを第三者に販売または提供することによってキャッシュを獲得するまで収益は認識されないのである。

ただし、保有資産を売却すれば、その売却収入と簿価との差額が損益認識される。つまり、資産の取得から売却までの期間に生じた含み損益が売却時に一括認識されるわけである。一方、その資産を取得した企業はそれを支払対価の時価で評価する。もし、単一資産ではなく事業を売却したとすれば、その売却収入と簿価との差額が損益認識され、その事業を構成する資産の含み損益が一括認識されることになる。そして、その事業を取得した企業はそれを支払対価の時価で引き継ぎ、個々の資産を時価評価する。このように、現行の企業会計では、事業が売却されたとき、すなわち事業の継続性が失われたときに、その事業を構成する資産の評価基準を改訂する。

事業の継続性が失われたときにその資産を評価替えするとすれば、問題は、事業の継続・非継続をどのように判断するかである。事業譲渡や吸収合併によって資産の所有権が他社に移転したとしても、その事実だけで事業の継続性が失われたと判断することはできない。たとえば、事業の移転先が子会社である場合、資産の所有権が失われていたとしても、その事業の継続性が失われているとはいえない。事業移転後も親会社はその事業を構成する資産の使用を指揮できるからである。また、移転事業の対価が移転先の会社の株式である場合も、事業の継続性が失われたといえるかどうか議論の余地がある。移転元の会社の株主にとって、資産に拘束された株主資本が未回収のままだからである。

このように、事業の継続性は、企業が資産の使用を指揮できるかどうか、または、資産に拘束された株主資本がその回収過程にあるかどうかにかかると依存する。このことは、事業の動態が少なくとも2つの観点からとらえられることを意味している。すなわち、事業を資産の転換プロセスとみる観点と資本の転換プロセスとみる観点である。前者は企業が使用する資産の変化に着

³ 国際財務報告基準第3号 (IFRS 3, Appendix A) およびアメリカ財務会計基準書第141号改訂版 (SFAS 141(R), par. 3(d)) では、事業が「投資家やその他の所有者、構成員または参加者に対して、直接に、配当やコスト低減、その他の経済的便益を通じてリターンを提供する目的で指揮・管理される活動および資産の統合体」と定義されている。

目するものであり、後者は株主が払い込んだ資本の変化に着目するものである。事業の動態をどの観点からとらえるかで事業の継続・非継続の判断規準が異なるとすれば、まずはその観点を明確にする必要がある。

事業をとらえる観点は、事業に関連する諸概念、すなわち、企業、株主、資産、資本などから構成される。企業は株主から資本を調達し、それを資産に投下することにより事業を実施する。資産に投下された資本は営業活動によって回収され、その回収余剰が株主に分配される。この一連の過程は、企業資産の転換プロセスとみることもできる。すなわち、企業は株主から調達した金融資産（financial assets）を営業資産（operating assets）に転換し、さらにそれを金融資産に再転換して株主に分配する（図1（a））。この観点は、企業が使用する資産の質的变化によって事業の動態をとらえようとするものであるが、資産を未回収の投下資本（過去のキャッシュ・アウトフロー）とみるか、将来の経済的便益（将来のキャッシュ・インフロー）とみるかで2種類に分けられる⁴。

企業が株主から調達した資本を資産に投下するということは、株主が払い込んだ貨幣資本が資産に拘束されるということである。企業が営業活動によって投下資本を回収すれば、資産に拘束されていた株主資本は流動化する。この一連の過程が、株主資本の転換プロセスである。すなわち、株主の払い込んだ流動資本（liquid capital）が拘束資本（committed capital）に転換され、さらにそれが流動資本に再転換される（図1（b））。この観点は、株主が払い込んだ資本の質的变化によって事業の動態をとらえようとするものであるが、連結会計上、親会社の株主と子会社の少数株主とを区別するかどうかで2種類に分けられる⁵。

図1 事業の動態—2つの視点

(a) 企業資産の転換プロセス

金融資産 → 営業資産 → 金融資産

(b) 株主資本の転換プロセス

流動資本 → 拘束資本 → 流動資本

3. 事業の継続・非継続を判断する規準

3.1 支配の喪失

事業をとらえる観点が設定されると、こんどは事業の継続・非継続の判断規準が問題となる。事業を企業資産の転換プロセスとみる観点によると、企業が資産に対する支配（control）を喪失したとき、事業の継続性が失われたと判断される。ただし、企業が営業資産に対する支配を失ったとしても、その対価が金融資産でない場合には議論の余地がある。事業の継続性が失われたといえるためには営業資産が金融資産に転換されていなければならないという議論もあれば、

⁴ 事業を資産の転換プロセスとみる観点は、事業を「財貨動態」とみる観点にほかならない。ただし、事業を財貨動態とみたとしても、財貨を貨幣の変形物とみるかどうかでその意味は異なる（岩田、1956、133頁）。

⁵ 事業を資本の転換プロセスとみる観点は、Marple（1962）や森田（1979）で前提とされている観点である。ただし、そこでは、連結会計上の株主資本の範囲についてまでは議論されていない。その論点は、国際会計基準第27号修正版（IAS 27）およびアメリカ財務会計基準書第160号（SFAS 160）が公表され、親会社と少数株主との取引が資本取引として処理されるようになったいま、再検討すべき課題として残されている。

営業資産が別の営業資産に転換されていけばよいという議論もある。そこでは、資産を未回収の投下資本とみるか、将来の経済的便益とみるかで判断が異なりうるが、この問題の検討は本稿の範囲外とし、ここでは、事業を企業資産の転換プロセスとみたときには、資産に対する支配が失われたかどうかで事業の継続・非継続が判断されるものとしよう。

では、支配の喪失とはどのような状況を意味するのであろうか。まず、支配は、なじみ深い用語であるものの、多義的な用語であるため、ここで明確に定義しておく必要がある。国際財務報告基準第3号 (IFRS3, Appendix A) では、支配が「事業体または事業の活動から便益を得るために、その事業体または事業の財務および経営方針を左右する力」と定義されている。日本の「企業結合に係る会計基準」(二・二)においてもほぼ同じ定義が採用されている。支配が企業または事業の方針に対する意思決定能力とみられているところがこの定義の特徴である。また、アメリカ財務会計基準審議会 (FASB) の公開草案 (FASB, 1999, pars. 6 and 11) では、支配が企業の方針と経営を指揮する排他的な能力とされている。したがって、もしAがBを支配していたとすれば、ほかのどの主体もBを支配することができない。

前述の定義では、支配の対象が企業または事業の方針とされていたが、むしろ、企業の個々の資産を支配の対象とすることもできる。企業の方針と経営を指揮できれば、その企業の個々の資産の使用も指揮できると考えられるからである。また、FASBの概念書第6号 (SFAC 6, par. 11) では、企業は本質的に資産の加工装置 (processors) であり、資産とその変化が企業の存在と活動の核心であるとされている。この観点では、支配の対象は本質的に資産である。本稿では、この観点にしたがって、支配を以下のように定義しよう。

支配とは、資産を自由に使用したり処分したりすることのできる排他的な力である。

排他的であるということは、もしAが資産を支配していたとすれば、ほかのどの主体もその資産を支配することができないことを意味する。ある資産をAが60%支配し、Bが40%支配するというようなことはありえないのである。

では、支配の対象が資産であるとき、支配の主体はだれであろうか。岩井 (1993, 61頁) が指摘するとおり、株式会社制度では資産の直接的な所有者は法人としての会社であり、会社の所有者である株主は剰余金配当請求権や議決権などによって間接的に資産を支配できるにすぎない。株式会社は株主との関係においてはそれに所有される対象であるけれども、資産との関係においてはそれを所有する主体である (岩井, 1993, 61頁)。すなわち、資産を所有または支配する主体は株主ではなく企業 (会社) である。ただし、親会社は子会社の株主であると同時に、子会社の資産を支配する主体である。親会社は子会社の議決権の過半数を所有することにより、その資産の使用を指揮できるからである。

さて、前述のように支配を定義したとき、支配の喪失は、企業が資産を自由に使用したり処分したりすることのできる排他的な力を失うことを意味する。したがって、たとえば、子会社に対する親会社の持株比率が80%から60%に減少したとしても、子会社の資産に対する親会社の支配は変化しない。支配が失われたかどうかで事業の継続・非継続を判断するとすれば、この取引では、親会社による子会社事業は完全に継続しているといえる。

3.2 持分の清算

こんどは、事業を株主資本の転換プロセスとみる観点に焦点を合わせよう。この観点によると、資産に拘束されていた株主資本が流動性のある資本に再転換されたとき、事業の継続性が失われたと判断される。たとえば、会社がある事業を他社に譲渡し、その対価として現金を受け取ったとすると、譲渡事業の資産に拘束されていた株主資本が流動化するため、そこでその事業の継続性は失われたと判断される。このとき、株主はその事業のキャッシュ・フローに対する請求権を失う。このように、事業再編による株主資本の流動化は、事業のキャッシュ・フローに対する株主の請求権が失われることを意味する。したがって、事業を株主資本の転換プロセスとみたときには、その事業のキャッシュ・フローに対する株主の請求権が失われたかどうかで事業の継続・非継続が判断されるといえる。

株主が事業のキャッシュ・フローに対する請求権を失うケースとしては、前述の事業譲渡のほか、現金を対価とする企業買収があげられる。被買収会社の株主は、その株式を買収会社に譲渡し、対価として現金を受け取ることにより、被買収会社のキャッシュ・フローに対する請求権を失う。つまり、被買収会社の株主はその持分(equity)を清算するわけである。したがって、このケースのように企業（買収会社）と株主（被買収会社の株主）との取引では、持分が清算されたかどうかで事業の継続・非継続が判断されるということが出来る。

ここで導入された持分という用語も多義的な用語である。持分は企業資産に対する請求権と定義されることもあれば、剰余金配当請求権や残余財産分配請求権、議決権などから構成される企業に対する請求権と定義されることもある。ただし、持分が企業資産に対する請求権と定義されたとしても、それは企業の個々の資産そのものに対する請求権ではなく、企業の資産全体の価値に対する請求権である。したがって、持分の会計上の評価は資産の定義と評価基準に依存することになる。また、持分が企業に対する請求権と定義されたとすると、そこでの持分は株式によって表わされることになる。そして、持分の会計上の評価は、株主がその株式と引き換えに企業に払い込んだ資本によってとらえられるか、あるいは、株主がその株式を譲渡することによって受け取るであろう価値によってとらえられる。

このように持分は多義的であるが、その主体が株主であることには議論の余地がない。問題は持分の対象をどのように定めるかである。そこで、本稿では、持分を以下のように定義しよう。

持分とは、事業から生じるキャッシュ・フローに対する請求権である。

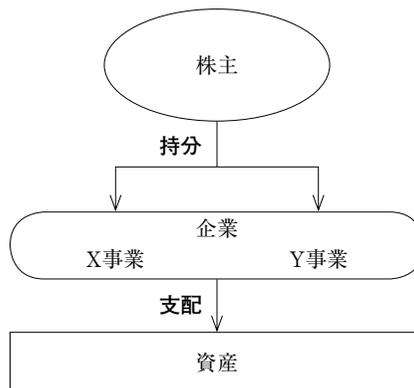
事業から生じるキャッシュ・フローとは、投下資本を回収するキャッシュ・フローであり、これにより資産に拘束されていた株主資本が流動化する。また、この定義では、企業のキャッシュ・フローに対する請求権が事業ごとおよび持株比率ごとに分割されると想定している。

このとき、持分の清算は、株主が事業のキャッシュ・フローに対する請求権を失うことを意味する。したがって、企業買収だけでなく前述の事業譲渡も持分の清算を伴う取引である。また、たとえば、親会社が子会社株式の一部を売却し、子会社に対する持株比率を80%から60%に減少させたとすると、親会社の株主は子会社事業のキャッシュ・フローに対する請求権の20%を失うことになる。すなわち、親会社の株主は子会社事業に対する持分の20%を清算している。したがって、この取引では親会社による子会社事業の20%がその継続性を失ったと判断される。

ここで、これまでの議論を要約しよう。事業を企業資産の転換プロセスとみる観点では、支

配が失われたかどうかで事業の継続・非継続が判断される。この観点の重要概念である支配は、資産を自由に使用したり処分したりすることのできる排他的な力であり、その主体は企業である。したがって、支配は企業と資産との関係をとらえる概念である（図2）。それに対して、事業を株主資本の転換プロセスとみる観点では、持分が清算されたかどうかで事業の継続・非継続が判断される。この観点の重要概念である持分は、事業から生じるキャッシュ・フローに対する請求権であり、その主体は株主である。したがって、持分は株主と事業との関係をとらえる概念である（図2）。

図2 支配と持分



前述のとおり、事業再編によって事業の継続性が失われれば、その事業を構成する資産・負債が時価に評価替えされ、また、その事業を構成する資産・負債の含み損益が認識される。そして、事業の継続・非継続は、支配が失われたかどうかで判断することもできれば、持分が清算されたかどうかで判断することもできる。これら2つの規準が互いに独立であるならば、どちらにしたがうかで判断が異なることもある。よって、同じ事業再編について異なる会計方法が適用されることもあるのである。そこで、次節では、支配の喪失および持分の清算という2つの観点から事業再編取引を類型化し、それぞれに対応する会計方法を明らかにしよう。

4. 事業再編取引の類型と会計方法

事業再編取引は、支配の喪失を伴う取引であるかどうか、および、持分の清算を伴う取引であるかどうかで4つの類型に分けることができる（図3）。

図3 事業再編の類型

| | | 持分の清算 | |
|-------|----|-------|----|
| | | あり | なし |
| 支配の喪失 | あり | A | B |
| | なし | C | D |

4.1 類型A

類型Aは支配の喪失とともに持分の清算を伴う取引であり、その具体例として、現金を対価とする企業買収があげられる。そこでは、被買収会社が支配を放棄するため、被買収会社の事業は非継続事業と判断され、その資産・負債が評価替えされる。すなわち、支配を獲得した買収会社が、被買収会社の事業を現金支払額で引き継ぎ、その資産・負債を時価評価する。これがパーチェス法（purchase method）または取得法（acquisition method）とよばれる会計方法である。また、この取引では、被買収会社の株主が持分を清算するため、この観点からも被買収会社の事業は非継続事業と判断され、パーチェス法が適用される。このように、現金を対価とする企業買収では、どちらの観点にしたがっても、パーチェス法が適用されることになる。

ただし、たとえば、買収会社が被買収会社の株式の60%を取得するケースでは、被買収会社の資産・負債の60%を時価評価するのか、それとも、その100%を時価評価するのかが問題となる。前者は部分時価評価法とよばれ、後者は全面時価評価法とよばれるが、従来の日本の会計基準ではその両方が認められてきた。被買収会社の支配の喪失、すなわち買収会社による支配の獲得に着目すれば全面時価評価法が採用されるはずであるが、被買収会社株主の持分の清算、すなわち買収会社による持分の取得に着目すれば、部分時価評価法と全面時価評価法の選択以前に、そもそも比例連結と全部連結のどちらが合理的なのかという問題に直面する。

さらに、このケースでは、パーチェス法の適用によって認識されるのれん（goodwill）の測定方法も問題となる。従来、のれんは、支払対価の時価と取得持分に相当する被買収会社純資産の時価との差額で測定されてきたが、IFRS 3（pars. 32-33）およびSFAS 141(R)（pars. 34-35）では、支払対価の時価に被買収会社の少数株主持分の時価を加算した金額と被買収会社純資産の時価との差額で測定される⁶。前者では買収会社（親会社）の取得持分に対応するのれんだけが認識されるが、後者ではそれだけでなく未取得の少数株主持分に対応するのれんも認識されることになる。買収会社による持分の取得に着目すれば前者の方法が採用されるはずであるが、買収会社による支配の獲得に着目すれば後者の方法にも一理ある。ただし、そこでは、取得原価会計の体系そのものの意義が問われることになる。

また、類型Aに含まれる取引として、親会社による子会社株式の売却をあげることができる。たとえば、親会社が子会社株式を売却し、子会社に対する持株比率を60%から20%に減少させたとすると、親会社は子会社資産に対する支配を喪失するとともに、子会社事業に対する持分の40%を清算することになる。子会社資産に対する支配の喪失に着目すれば、親会社による子会社事業は完全に清算されたと判断され、それにしたがって売却損益が認識される。そこでは、いったん子会社株式を全部売却したうえで、ただちに20%を買い戻したとみなされる。それに対して、子会社事業に対する持分の清算に着目すれば、親会社による子会社事業の40%が清算されたと判断され、それにしたがって売却損益が認識される。支配と持分のどちらを優位な概念とみるかによって売却損益の認識範囲が異なるのである。

4.2 類型B

類型Bは支配の喪失のみを伴う取引であり、その具体例として、株式を対価とする企業合併で取得会社（支配獲得会社）を識別できるものがあげられる。そこでは、被取得会社の事業は

⁶ 段階取得による企業買収では、買収会社が以前に保有していた被買収会社に対する持分も買収日の時価で再評価され支払対価の時価に加算される（IFRS 3, par. 32; SFAS 141(R), par.32）。

非継続事業と判断され、その資産・負債が評価替えされる。すなわち、取得会社が被取得会社の事業を支払対価である株式の時価で引き継ぎ、その資産・負債を時価評価する。支払対価である株式の時価と被取得会社純資産の時価との差額はのれんとして資産認識される。このように、被取得会社の支配の喪失、すなわち取得会社の支配の獲得に着目すれば、この合併にはパーチェス法が適用される。

しかし、このケースでは、被合併会社の株主の持分が清算されない。被合併会社の株主はその株式と引き換えに合併会社の株式を受け取り、合併会社の事業、すなわち従来の合併会社の事業と被合併会社の事業とを結合した事業のキャッシュ・フローに対する請求権を取得する。つまり、被合併会社の株主は合併前に保有していた持分の一部を合併会社の株主に譲渡し、それと引き換えに合併会社の株主が保有していた持分の一部を取得する。そのため、持分は分散されるが清算はされない。株主にとっては、この合併は互いの持分を再配分する取引にすぎないのである (Lauver, 1966)。したがって、合併会社の事業はもちろん被合併会社の事業も継続事業と判断され、その資産・負債が簿価のまま合併後の企業に引き継がれる。これが持分プーリング法 (pooling of interests method) とよばれてきた会計方法である。

このように、株式を対価とする合併では、支配と持分のどちらを優位な概念とみるかで会計方法が異なる。ただし、持分が清算されたかどうかで事業の継続・非継続を判断する観点では、株式を対価とする合併はすべて持分プーリング法で処理され、現金を対価とする合併はすべてパーチェス法で処理されることになる。そこでは、結局、合併対価の種類によって会計方法が使い分けられており、これは制度上採用されたことのないアプローチである。たしかに、株式を対価とする合併では、合併会社の株主の持分も被合併会社の株主の持分も清算されない。しかし、株式の交換によりそれぞれの持分の実質は変化しているはずであり、その実質が著しく変化している場合には清算を仮定したほうがよいこともある。制度上は、そうした実質的な持分の清算を判断するための規準が検討されてきたのである⁷。

4.3 類型C

類型Cは持分の清算のみを伴う取引であり、その具体例として、現金を対価とする子会社株式の追加取得があげられる。たとえば、親会社が子会社株式を追加取得し、子会社に対する持株比率を60%から80%に増加させたとすると、子会社事業に対する少数株主の持分 (20%) が清算されるため、子会社事業の20%が継続性を失ったと判断され、それに相当する資産・負債が追加取得日の時価に評価替えされる⁸。そして、清算された少数株主持分を取得した親会社は、少数株主に支払った現金額と取得した少数株主持分との差額をのれんとして資産認識する。

しかし、このケースでは、親会社の子会社資産に対する支配が変化しない。したがって、この観点では、親会社による子会社事業の実質も変化しないと判断され、子会社の資産・負債は簿価のまま繰り越される。また、少数株主に支払った現金額と取得した少数株主持分との差額も資産認識されない。すでに親会社は子会社資産に対する支配を獲得しており、子会社株式を追

⁷ たとえば、かつてのアメリカの会計研究公報第40号 (ARB 40, par. 3) では、合併する会社の相対的規模が著しく異なるときには、規模の小さい会社の株主の持分が清算されるとみなされていた。

⁸ このように子会社の資産・負債の20%が追加取得日に時価評価されるのは部分時価評価法が採用されている場合である。全面時価評価法が採用されている場合には、子会社の資産・負債の100%が支配獲得日に時価評価され、追加取得日には時価評価は行なわれない。

加取得してもそれによって資産が増加することはないのである。そこでは、取得した少数株主持分が親会社の株主持分に振り替えられるだけであり、その少数株主持分を超える支払対価は直接に純資産の減少として処理されるしかない。

このように、現金を対価とする子会社株式の追加取得では、支配と持分のどちらを優位な概念とみるかで会計方法が異なるが、これは、現金を対価とする子会社株式の一部売却についてもあてはまる。たとえば、親会社が子会社株式を売却し、子会社に対する持株比率を80%から60%に減少させたとして、子会社事業に対する親会社株主の持分（20%）が清算されるため、親会社による子会社事業の20%が継続性を失ったと判断され、それに相当する資産・負債の含み損益が認識される。すなわち、少数株主から受け取った現金額と清算された親会社株主の持分との差額が売却損益として認識される。しかし、親会社は、この取引によって子会社資産に対する支配を失うわけではないため、この観点からは、子会社事業は完全に継続していると判断され、売却損益は認識されない。したがって、清算された親会社株主の持分を超える受取対価は純資産の増加または繰延収益として処理されることになる⁹。

4.4 類型D

類型Dは、支配の喪失も持分の清算も伴わない取引であり、その具体例としては、株式を対価とする企業合併で取得会社を識別できないものがあげられる。このような合併は、「真の合併 (true mergers)」または「対等合併 (mergers of equals)」とよばれるが、IFRS 3 (par. BC35) およびSFAS 141(R) (par. B35) では、事実上存在しないといえるほど稀有な事象とみられている。この合併では、合併会社も被合併会社もその支配を失わず、また、合併会社の株主も被合併会社の株主もその持分を清算しないため、どちらの観点からも両社の事業は継続していると判断され、それぞれの資産・負債が簿価のまま繰り越される。つまり、支配に着目しても持分に着目しても持分プーリング法が適用されるわけである。

ただし、このケースについては、合併後の新会社が両社の資産に対する支配を獲得したと解釈されることがある (ISRS 3, par. BC55; SFAS 141(R), par. B55)。この解釈によれば、合併会社も被合併会社もその支配を喪失したことになり、両社の事業は継続性を失ったと判断され、それぞれの資産・負債が時価に評価替えされる。しかし、この処理が濫用されると、恣意的に仮想の新会社が作り出され、そのつど資産・負債の評価基準が改訂されることになってしまう。

また、対等合併により両社の株主の持分が著しく変質することを理由に、両社の事業を非継続事業と判断し、それぞれの資産・負債を時価に評価替えする方法もありうる。しかし、そこでは、持分がどの程度変質したらその清算を仮定してよいのかが問題となる。その判断規準が明確でなければ、恣意的に持分の清算が仮定され、そのつど会計責任の基礎が改訂されかねないのである。

4.5 類型化に伴う課題

支配の喪失に着目した分類には、まだ言及していない検討課題がある。たとえば、2つの会社がそれぞれの事業を分離・移転してジョイント・ベンチャーを設立したとしよう。各社が単独

⁹ あるいは、「その他の包括利益 (other comprehensive income)」として処理することもできる。その場合は、親会社が子会社資産に対する支配を喪失した時点で、それをその他の包括利益から純利益に振り替える。ただし、純利益よりも包括利益を企業業績の尺度とみる立場では、その他の包括利益から純利益への振り替えは行なわれない。

で支配していた資産は、ジョイント・ベンチャー設立後は2つの会社によって共同で支配されることになる。つまり、どちらの会社もジョイント・ベンチャーに拠出した資産に対して排他的な力を持つことができない。支配が、いわばall or nothingタイプの概念であるかぎり、支配の共有は非支配を意味し、支配から共同支配 (joint control) への変化は支配の喪失を意味する¹⁰。したがって、このケースでは、どちらの会社の移転事業も非継続事業と判断され、移転事業を構成する資産 (拠出資産) の含み損益がすべて認識される。

しかし、こうした処理が企業の実態を表わしているといえるかどうかは意見が分かれるところであろう¹¹。たとえば、ジョイント・ベンチャーに対する持株比率が50%であったとすると、拠出資産の100%をオフバランス化する一方で、その含み損益の50%は繰り延べるという方法も考えられる。支配の喪失は、拠出資産の100%をオフバランス化する根拠にはなりえても、その含み損益の100%を認識する根拠にはなりえないというわけである。つまり、支配は、資産の認識・評価にとっては有用な概念であるけれども、損益の認識・測定にとっては必ずしも有用な概念とはいえないかもしれない。それは、事業を企業資産の転換プロセスとみる観点の限界を示唆している。

一方、持分の清算に着目した分類にも検討課題がある。たとえば、子会社が時価発行増資を実施し、親会社はそれに応募しないと仮定しよう。子会社の新株の発行価格が増資前の1株あたり持分簿価を超えると、この増資によって親会社の持株比率は減少するものの、その持分額は増加する。問題は、この持分増加額を実現利益として認識できるかどうかである。これについては、親会社の持株比率の減少を親会社株主の持分の清算とみて、その持分増加額を子会社株式売却益 (みなし売却益) として処理することが考えられる。そこでは、現金を対価とする子会社新株の取得と売却が仮想されているが、そもそも、そうした取引の仮想が認められるかどうかの問題である。

また、親会社の株主も少数株主もどちらも連結グループに対する資本提供者であることを理由に、その持分増加額を払込資本として処理することも考えられる。しかし、親会社の株主と少数株主とを同等にあつかってよいかどうかは議論のあるところである。それは、連結会計上の株主資本の範囲をどのように定めるのかという問題だが、本稿ではそれが未解決のまま残されている。事業を株主資本の転換プロセスとみる観点では、その株主資本の範囲および企業利益の意義 (だれのために利益を測定するのか) が問題となる。

5. おわりに

事業再編取引の実質は事業の動態をとらえる視点に依存する。事業は企業資産の転換プロセスとみることもできれば株主資本の転換プロセスとみることもでき、また、それぞれの観点で

¹⁰ 支配の共有が非支配を意味するならば、共同支配という概念はもともと自己矛盾の概念である。ただし、国際会計基準第31号 (IAS 31, par. 3) は、共同支配を、「契約によって合意された、経済活動に対する支配の共有であり、その活動をめぐる戦略的な財務上および営業上の意思決定について、支配を共有する当事者全員の同意が必要となるときにのみ存在する」と定義している。

¹¹ ジョイント・ベンチャー設立のケースでは、新設されたジョイント・ベンチャーが、拠出された資産を時価で引き継ぐのか簿価で引き継ぐのかという問題もある。すなわち、分離元の各社は拠出資産に対する支配を喪失するものの、その支配をジョイント・ベンチャーが獲得するわけではないため、単純にそれを時価で引き継ぐことができないのである。これについては、ジョイント・ベンチャーの設立を新しい報告事業体の設立とみて時価での引き継ぎを主張する立場と、支配の移転を伴わない取引とみて簿価での引き継ぎを主張する立場とがある (FASB, 1991, pars. 173-177)。

重視される概念も異なる。すなわち、前者の重要概念は支配であり、後者のそれは持分である。本稿では、事業再編取引を支配の喪失および持分の清算という2つの観点から類型化し、どちらの観点にしたがうかで事業の継続・非継続についての判断が異なりうることを確認した。つまり、支配と持分のどちらを優位な概念とみるかで適用される会計方法が異なりうるのである。

それでは、現行の事業再編会計基準はどちらの観点にしたがっているのだろうか。それを明らかにする作業は本稿の範囲外であるが、実は、そうした問題設定は適切ではない。なぜならば、本稿では支配と持分が互いに独立であると想定されているが、現実の会計基準ではそうとはかぎらないからである。支配と持分が互いに独立であると想定することは、資産と資本が互いに独立であると想定することにつながる。つまり、ここでは、バランスシートにおける資産と資本の対応関係が前提とされていないのである。それに対して、現実の会計基準では、資産が資本に依存するとみられているかもしれないし、反対に、資本が資産に依存するとみられているかもしれない。あるいは、資産と資本は相互に依存するとみられているかもしれない。事業再編会計基準を相対化するうえで、そうした概念間の関係から検討してみる必要がある。

参 考 文 献

- American Institute of Accountants (1950), Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletins No. 40: Business Combinations*.
- Financial Accounting Standards Board (1985), *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements, a replacement of FASB Concepts Statement No. 3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No. 2)* (平松一夫訳「財務諸表の構成要素」平松一夫・広瀬義州訳 (2002)『FASB財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社).
- (1991), *Discussion Memorandum: An Analysis of Issues Related to New Basis Accounting*.
- (1999), *Exposure Draft (Revised), Proposed Statement of Financial Accounting Standards: Consolidated Financial Statements: Purpose and Policy*.
- (2007), *Statement of Financial Accounting Standards No. 141 (revised 2007) : Business Combinations*.
- (2007), *Statement of Financial Accounting Standards No. 160: Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements, an amendment of ARB No. 51*.
- International Accounting Standards Board (2000), *International Accounting Standard 31: Interests in Joint Ventures*.
- (2008), *International Accounting Standard 27: Consolidated and Separate Financial Statements*.
- (2008), *International Financial Reporting Standard 3: Business Combinations*.
- Lauer, R. C. (1966), "The Case of Poolings," *The Accounting Review*, Vol. 41, No. 1, pp. 65-74.
- Marple, R. P. (1962), "The Balance Sheet: Capital Sources and Composition," *The Journal of Accountancy*, November, pp. 57-60.
- 岩井克人 (1993)「ヒト、モノ、法人」伊丹敬之・加護野忠男・伊藤元重編『リーディングス 日本の企業システム1 企業とは何か』有斐閣, 52-69頁.
- 岩田巖 (1956)『利潤計算原理』同文館.
- 企業会計審議会 (2003)『企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書』.
- 森田哲彌 (1979)『価格変動会計論』国元書房.

[おおたか さとる 横浜国立大学経営学部准教授]

[2008年6月9日受理]